

SEMICON TAIWAN 2026 熊本県ブース製作等業務委託仕様書

1 委託事業名

SEMICON TAIWAN 2026 熊本県ブース製作等業務委託

2 目的

SEMICON TAIWAN は半導体製造装置、材料等に関するアジア最大級の展示会であり、本県が重要な誘致ターゲットと位置づける半導体関連企業の有力者が一堂に会するため、この機会にブースを設け、本県の立地環境並びに県内半導体関連企業のPRを通じて、本県への誘致及び県内企業の取引拡大を図る。

3 対象展示会

展示会名：SEMICON TAIWAN 2026

開催期間：令和8年（2026年）9月2日（水）～4日（金）

開催場所：台湾台北南港展覽館

4 熊本県ブース

設置場所：南港展覽館ホール2 1階 Q6030

ブース名：熊本県

小間数：4小間（36㎡（6m×6m））※土間 (Raw space)

出展者：熊本県（企業立地課）及び熊本県内企業（4社）

5 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）10月2日（金）まで

6 委託業務

（1）委託事項

- ・ブース全体のレイアウト及びデザインの提案
- ・レイアウト及びデザインに基づくブースの設置及び撤去、廃棄物の処分
- ・ブース管理（開催期間中における不具合への対応等）
- ・ブースの設置及び管理運営に係る主催者事務局との連絡調整及び各種申請手続き等への対応
- ・出展企業との連絡調整（ブース装飾、電気工事、展示品レイアウト等）
- ・開催期間中の通訳の手配（7名程度、日本語、中国語、英語に対応できること）
- ・熊本県の配布物の展示会場への搬送

（2）ブース装飾の詳細

- ・主催者が定める規定に従った装飾であること。また、主催者が定めるスケジュールに従ってブースの設置及び撤去を行うこと。
- ・効果的な誘客を図るため、開放感があり、かつ展示スペースの配置や形状を工夫

するなどしてデザイン性の高い装飾とすること。

- ・くまモンイラストの活用など熊本の特徴を出し、本県の立地環境等を効果的に発信できるような装飾を行うこと。
- ・本県が所有する企業誘致PR動画を再生するためのモニターを設置すること。
- ・造成工事を行うにあたり、必要な基礎工事を行い、ブースへの電源幹線工事及び小間内電気工事を行うこと（※幹線工事費及び電気使用料を負担すること）

・必須となる装飾・備品等

① 出展企業各社の展示スペース（4社分）

- ・展示台（奥行50cm程度） 1台以上
- ・リーフレットスタンド 1台以上
- ・コンセント 1箇所以上

※展示スペース1社あたりの数量

② 熊本県（兼事務局）の展示スペース

- ・カウンター（収納有） 2台以上
- ・リーフレットスタンド 1台以上
- ・コンセント 2箇所以上

③ バックヤード（休憩、荷物置き等）

④ 来場者と商談するスペース（テーブル・椅子付き）

- ・熊本県ブースの隣のQ6135にくまもとサイエンスパーク事業推進パートナーである三井不動産(株)が出展するため、一体的な展示となるよう調整を図ること。(図-1)

- ・「Kyushu Pavilion」のロゴをブース装飾に加えること。(図-2)



図-1 出展ブースのフロアマップ



図-2 「Kyushu Pavilion」のロゴ

(3) 配布物等の搬送

① 県の配布物等は以下のとおり予定している

- ・数量及び重さ

ダンボール箱（45cm×35cm×32cm）3箱・重さ合計65kg程度

- ・配布物（※作成済）の内訳：

- ・パンフレット 約1,000冊

- ・チラシ 約500枚

- ・ノベルティグッズ（ボールペン・クリアファイル等） 約1800点

② 出展企業の展示品や配布物の搬送については、当該委託業務の対象外

なお、企業側から搬送の要望があった場合は、本業務委託とは別に協議することがある。それに伴う費用は企業側が別途負担する。

(4) 企画・計画等

- ・受託者は、本事業の目的を踏まえ、本仕様書に記載の業務内容を全て企画・実施すること。
- ・受託者は、本事業の進行過程を含む出展後の撤収までのスケジュール等を記載した事業計画書を作成し、熊本県の承認を得ること。
- ・本事業に係る一切の経費（企画調整費、機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、各種データ費等）に要する費用は、すべて委託料に含むものとする。

7 業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、実施内容について熊本県及び出展企業と協議しながら行うこと。
- (2) 受託者は、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保するとともに、契約条件を遵守し業務を遂行すること。
- (3) 熊本県から業務の処理に関し報告を求められた場合、受託者は速やかにその進捗状況を報告すること。
- (4) 委託業務を行うために必要となる資料等は、その必要に応じて受託者に提供できること。
- (5) 受託者は、いかなる場合においてもこの契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに熊本県と協議すること。

8 実績報告書の提出

受託者は、委託期間終了までの間に実績報告書を熊本県企業立地課に提出すること。

9 委託費の支払い

熊本県は、業務の処理が完了した後、実績報告書の提出を受けて検査を行い、その内

容が契約上の要件を満たしていれば、委託費の支払いを行うこと。

10 知的財産権等の取扱い

受託者が制作した成果物（資材、デザイン及びデジタル素材等を含む）の著作権、出版権、使用権は、熊本県に帰属する。ただし、出展企業に係る成果物にあたっては、出展企業に帰属する。

11 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。